

## 明石市が行う契約からの暴力団排除に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、明石市暴力団排除条例（平成24年条例第2号。以下「条例」という。）第6条の規定に基づき、市が締結する契約（公有財産の買入れその他市長が適当でないと認めるものを除く。以下同じ。）について、暴力団を利することとならないために講ずべき措置を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団 条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。
- (2) 暴力団員 条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。
- (3) 暴力団員等 別表に掲げる者をいう。
- (4) 暴力団等 暴力団又は暴力団員等をいう。
- (5) 役員等 次に掲げる者をいう。

ア 法人にあつては、役員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第9条第21号ロに規定する役員をいう。以下同じ。）その他法人がその業務に関し監督する責任を有する者として使用し、又は代理人として選任している者（支店又はこれに準ずる事業所の代表者を含む。）

イ 法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他アに掲げる者と同等の責任を有する者

ウ 個人にあつては、当該個人

(契約の相手方としない者)

第3条 市長は、暴力団等を市が締結する契約の相手方としないものとする。

(契約書の記載事項)

第4条 市長は、明石市契約規則（平成5年規則第10号。以下「契約規則」という。）第23条第1項第13号に規定する必要な事項として、次に掲げる事項をその作成する契約書に記載するものとする。

- (1) 市長は、契約の相手方に対して、役員等についての名簿その他の必要な情報の提供を求めることができるものとし、その情報を兵庫県明石警察署長（以下「明石警察署長」という。）に提供することにより、契約の相手方が暴力団等であるか否かについて、明石警察署長に照会し、回答を求めることができること。

- (2) 市長は、前号の照会の回答により得た情報を、同号で照会をした契約以外の契約においてこの要綱による措置を講ずるために利用し、又は明石市個人情報保護条例（平成13年条例第1号）第2条第2号に規定する実施機関（以下「実施機関」という。）相互間で利用することができること。
- (3) 市長は、契約の相手方が第7条各号のいずれかに該当することが明らかになったときは、契約を解除することができること。
- (4) 契約の相手方は、当該契約の履行に係る業務の一部を第三者（工事請負契約においては、一次以下のすべての下請契約の受注者を含む。以下同じ。）に行わせようとする場合（以下「第三者に業務を行わせる場合」という。）にあっては、暴力団等をその受注者とししないこと。
- (5) 契約の相手方は、当該契約の履行に当たり、暴力団等から工事の妨害その他の不当な手段による要求（以下「不当介入」という。）を受けたとき（第三者に業務を行わせる場合にあつては、当該第三者が暴力団等から不当介入を受けたときを含む。）は、市長に報告し、及び明石警察署長に届け出て、捜査上必要な協力を行うこと。

（誓約書）

第5条 市長は、契約からの暴力団排除に向けた取組を実効性のあるものとするため、契約締結までに、契約の相手方から自らが暴力団等に該当しない旨等を記載した誓約書を徴取するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 契約金額が200万円以下の契約をするとき。
- (2) 国又は地方公共団体その他の公共団体を相手方として契約を締結するとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、契約の相手方が暴力団等でないことが明らかで、市長が誓約書を提出させる必要がないと認めるとき。

2 市長は、契約の相手方が第三者に業務を行わせる場合においては、当該契約の相手方に対して、第三者との契約締結後、直ちにその第三者から誓約書を徴取し、市長に提出するよう求めるものとする。ただし、契約金額（同一の契約に係る複数の下請契約を同一の当事者間で締結した場合には、その合計金額）が200万円以下の契約をする場合は、この限りでない。

3 第1項第1号及び第2号並びに前項ただし書に該当する場合において、市長は、必要があると認めるときは、誓約書を徴取するものとする。

（相手方への要求）

第6条 市長は、契約の相手方が第三者に業務を行わせる場合において、その第三

者が暴力団等であるときは、当該契約の相手方に対して、当該第三者と契約しないよう、又は当該第三者と締結している契約を解除するよう求めるものとする。

(契約の解除)

第7条 市長は、契約の相手方が次の各号のいずれかに該当するときは、特別の事情がある場合を除き、当該契約を解除するものとする。

- (1) 暴力団等であると判明したとき。
- (2) 第三者に業務を行わせる場合において、その第三者が暴力団等であると知りながらその契約を締結したと認められるとき。
- (3) 前条の求めに従わなかったとき。

2 前項の規定により契約を解除した場合において、契約の相手方に損害が生じても、市は、その補償の責任を負わない。

(警察への照会等)

第8条 市長は、契約の相手方を決定し、又は契約の相手方が第三者に業務を行わせる場合において、その相手方又はその第三者が暴力団等である疑いがあるときその他必要があると認めるときは、これらの者が暴力団等であるか否かについて、明石警察署長に照会し、その回答を求めるものとする。

2 市長は、前項の照会の回答により得た情報を、明石市個人情報保護条例の規定に基づき、当該契約以外の契約においてこの要綱による措置を講ずるために利用し、又は実施機関相互間で利用することができるものとする。

(明石警察署長への届出)

第9条 市長は、第4条第5号の規定による報告を受けた場合には、明石警察署長への通知その他の必要な措置を講ずるものとする。

(明石警察署長との連携)

第10条 この要綱に定めるもののほか、市が締結する契約について暴力団を利用することとならないために必要な措置を講ずるに当たっては、市長は、明石警察署長と連携を図りながら行うものとする。

附 則 (平成27年3月31日制定)

(施行期日等)

- 1 この要綱は、平成27年7月1日から施行する。
- 2 この要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に行った契約規則第5条第1項の公告、契約規則第16条第2項の通知又は契約規則第21条による見積依頼に係る契約で同日以後に締結するものについて適用する。

別表（第2条関係）

暴力団員
暴力団員が役員として、又は実質的に経営に関与している事業者
暴力団員を業務に関し監督する責任を有する者（役員を除く。以下「監督責任者」という。）として使用し、又は代理人として選任している事業者
暴力団員が出資、融資、取引その他の関係を通じてその事業活動に支配的な影響力を有する者
次に掲げる行為をした事業者。ただし、事業者が法人である場合にあっては、役員又は監督責任者が当該行為をした事業者に限る。 （1） 自己若しくは自己の関係者の利益を図り、又は特定の者に損害を与える目的を持って、暴力団の威力を利用する行為 （2） 暴力団又は暴力団員に対して、金品その他財産上の利益の供与をする行為 （3） 前2号に掲げるもののほか、暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有していると認められる行為